

河川の整備

1 施設整備

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大規模化に伴う豪雨が増加しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、河川施設の整備を進めています。

平成29年10月の台風第21号により、県管理河川においても、甚大な浸水被害が発生していることから、平成29年12月に国により策定された「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、再度の氾濫を防止するための対策が必要な区間について重点的に整備を進めていきます。

②平成30年度の主な取組

朝明川（川越町）、桧尻川（伊勢市）及び三滝川（四日市市）など18河川で河川改修事業を実施します。

(2) 地震・津波対策

①事業目的と取組方針

南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波等による浸水被害を軽減するため、河川堤防や河口部大型水門の地震・津波対策を進めます。

②平成30年度の主な取組

鍋田川河川堤防（木曾岬町）や鵜方水門（志摩市）など5河川で地震・津波対策を実施します。

2 住民の避難に資する取組

(1) 浸水想定区域の指定

①事業目的と取組方針

平成27年の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、区域を指定・公表することになりました。

水位周知河川に位置付けた38河川について、平成31年度までに洪水浸水想定区域を指定・公表します。

②平成30年度の主な取組

水位周知河川38河川のうち、未作成である24河川について、洪水浸水想定区域図の作成を進めます。

(2) 「水防災意識社会」の再構築

①事業目的と取組方針

行政や住民等の各主体が、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が必要になっています。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県、市町等で構成する水防災

協議会を県内 11 の圏域で設置して、減災のための目標を共有し、住民の避難に資する取組などを一体的、総合的に推進していきます。

②平成 30 年度の主な取組

各圏域の水防災協議会でとりまとめた「各圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」に基づき、取組内容のフォローアップを行います。

今年度の新たな取組として「中小河川緊急治水対策プロジェクト」の取組の一つである「危機管理型水位計」について、水防災協議会の中で市町と協議し、危機管理型水位計（40 箇所）を設置します。

3 河川堆積土砂撤去

早期に河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害軽減のために、引き続き河川事業や砂利採取制度、災害復旧事業を活用して、堆積土砂の撤去および雑木の伐採に取り組みます。

また、その結果については、県のホームページで年 3 回（7 月、12 月、1 月）公表します。

4 災害復旧

(1) 現状

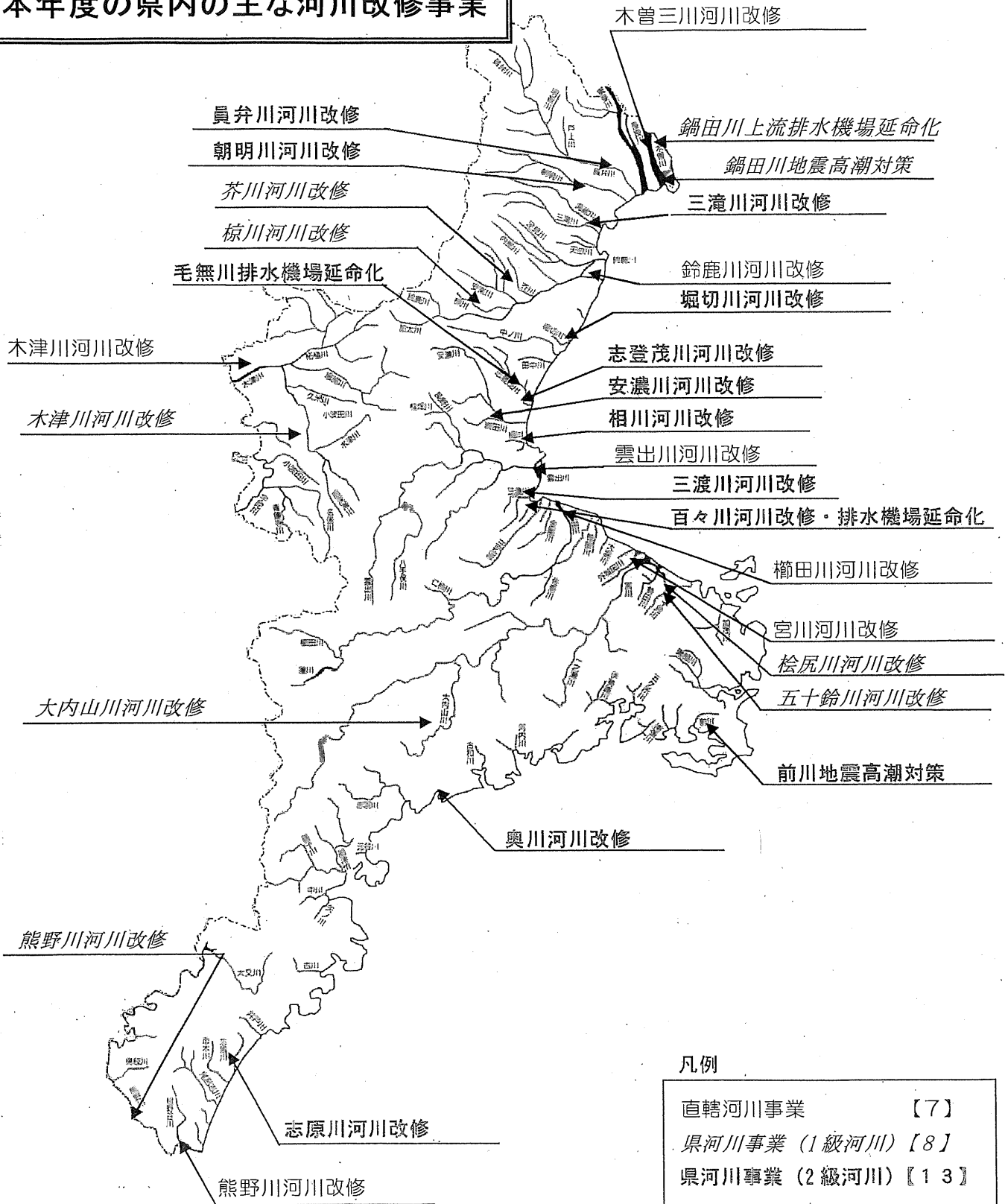
平成29年の台風第21号では、県管理の公共土木施設において307箇所の災害が発生しました。このため、応急工事により通行止め区間の解消や、人家などが危険となっている河川護岸の安全を確保する等、早期機能回復に努めました。

平成30年4月30日現在で、307箇所のうち242箇所の災害復旧工事を発注しました。

(2) 平成30年度の主な取組

台風第21号で被災した公共土木施設について、早期復旧に努めます。

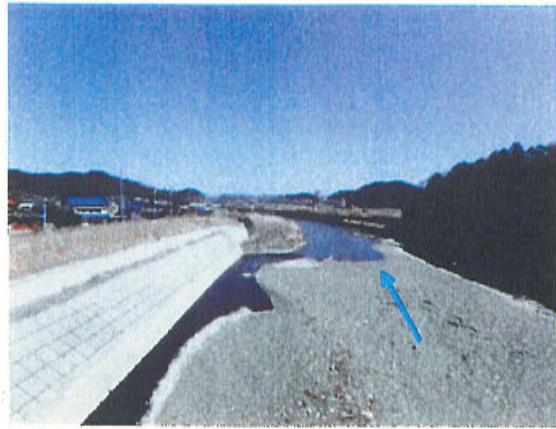
本年度の県内の主な河川改修事業



【朝明川】感潮区間における河川改修
（高潮対策）（三重郡川越町高松）



【五十鈴川】流下能力向上のための河川改修
（伊勢市楠部町）



【三滝川】堆積土砂撤去（四日市市末永町）

撤去前



撤去後



【鍋田川上流排水機場】排水機場のポンプ
更新（桑名郡木曾岬町加路戸）



【鶺方水門(前川)】大型水門の耐震対策
（志摩市鶺方）



【赤羽川】被災した護岸の災害復旧状況（紀北町大原）

着手前



現況



砂防・ダムの整備

1 砂防事業

(1) 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所等重点的に取り組みます。

通常砂防事業については、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき大量の土砂・流木捕捉効果の高い透過構造を有する砂防堰堤等を整備します。

また、土砂災害により危害を受ける箇所を周知するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成31年度の調査完了に向けて取り組みます。

- ・土砂災害防止施設の整備：通常砂防事業（砂防えん堤工、溪流保全工など）
急傾斜地崩壊対策事業（法面工、擁壁工など）
- ・要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設など

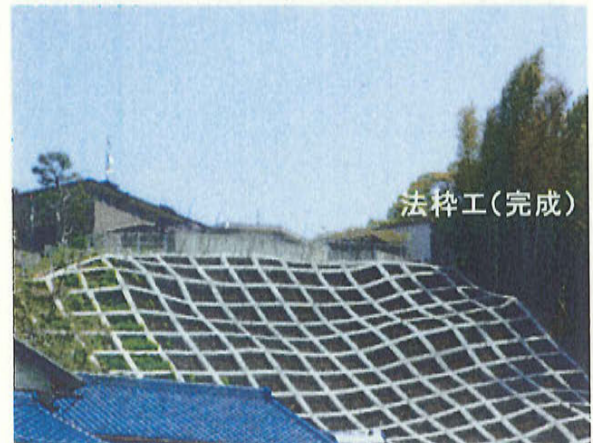
(2) 平成30年度の主な取組

事業種別	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	砂防:45 箇所(中小河川緊急治水対策プロジェクト) 7箇所:オカ谷(紀北町)など 急傾斜:18 箇所
うち、要配慮者利用施設を保全する事業	10 箇所 薬王寺谷川(松阪市)、阿田和地区(御浜町)など
うち、避難所として使われる 公共施設等を保全する事業	23 箇所 西ノ谷(紀宝町)、蓮華寺地区(度会町)など
(土砂災害警戒区域の指定等) 土砂災害防止法に基づく基礎調査	平成30年度末において 累計13,880箇所(約86%)の調査実施をめざす
土砂災害警戒区域の指定	平成30年度末において 累計12,213箇所(約75%)の指定をめざす

●通常砂防事業（桑谷川：熊野市）



●急傾斜地崩壊対策事業（上野1地区：桑名市）



2 ダム事業

(1) 事業目的と取組方針

県土整備部では、洪水時の河川水位を低下させ下流の浸水被害を軽減することを目的に、3つのダムで洪水調節を行っています。

管理者	名称
三重県（県土整備部）	宮川ダム（大台町） 君ヶ野ダム（津市） 滝川ダム（伊賀市）

また、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
三重県（県土整備部）	鳥羽河内ダム（鳥羽市）

国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、県内で3つのダムで洪水調節を行っています。

管理者	名称
国土交通省	蓮 ^{はちす} ダム（松阪市）
（独）水資源機構	青蓮寺 ^{しょうれんじ} ダム（名張市） 比奈知 ^{ひなち} ダム（名張市）

また、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
（独）水資源機構	川上ダム（伊賀市）

(2) 平成30年度の主な取組

- ・鳥羽河内ダムは、2028年度の完成に向けて用地買収の完了、工事用道路工事を進めています。
- ・川上ダムは、昨年度から本体工事に着手し、今年度9月から基礎掘削を開始する予定です。今後、2022年度の完成に向け整備が進められますが、一日も早く事業効果が発現されるよう、引き続き国等に働きかけていきます。

本年度の県内の主な砂防・ダム事業



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 事業目的と取組方針

- ・地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えます。このため、老朽化が進む岸壁・物揚場・護岸等の施設の更新・修繕に取り組みます。
- ・大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保します。このため、臨港道路橋梁の耐震対策に取り組みます。

(2) 平成30年度の主な取組

- ・施設更新：津松阪港（大口地区）の岸壁など3箇所
- ・耐震対策：長島港江ノ浦大橋の橋脚補強

2 海岸事業

(1) 施設整備

①事業目的と取組方針

- ・津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、海岸堤防等の整備に取り組みます。
- ・三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、下記のとおり地域特性に合わせた対策に取り組みます。

県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。

県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。

県南部・・・大きな津波が短時間で来襲することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策として「海岸堤防強靱化対策」を重点的に実施します。

②平成30年度の主な取組

- ・地震対策：城南第一地区海岸、川越地区海岸など3箇所
- ・高潮・侵食対策：千代崎港原永地区海岸、津北部地域海岸など9箇所
- ・津波対策(海岸堤防強靱化対策)：宇治山田港二見地区海岸、
的矢港海岸など6箇所

《津北部地域海岸》

- ・千里、上野、白塚、栗真地区海岸及び河芸、白塚漁港海岸よりなる津北部地域海岸を一体的に整備していきます。
- ・平成30年度から上野地区海岸において県事業により工事着手するとともに、栗真地区海岸については津松阪港海岸直轄事業の栗真工区として事業着手予定です。

(2) 住民の避難に資する取組

①事業目的と取組方針

- ・平成27年度の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の高潮を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、区域を指定・公表することになりました。
- ・伊勢湾沿岸について、平成31年度までに高潮浸水想定区域図を作成します。

②平成30年度の主な取組

- ・伊勢湾沿岸における高潮浸水想定区域図の作成に着手します。

港湾事業

耐震対策・・・長島港江ノ浦大橋 紀北町長島

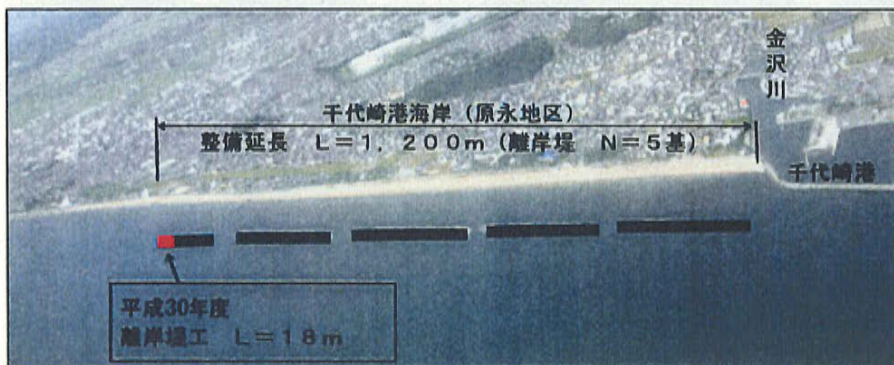


海岸事業

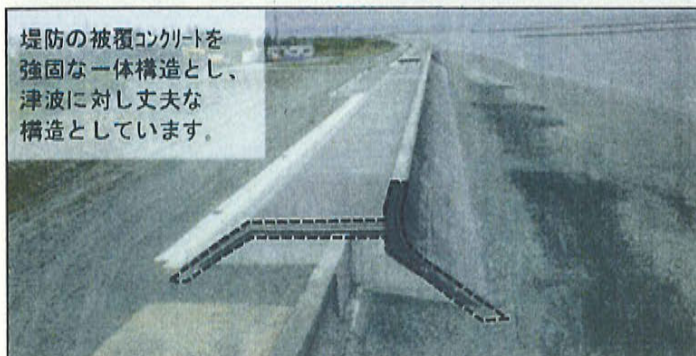
県北部(地震対策)・・・城南第一地区海岸 桑名市福岡町



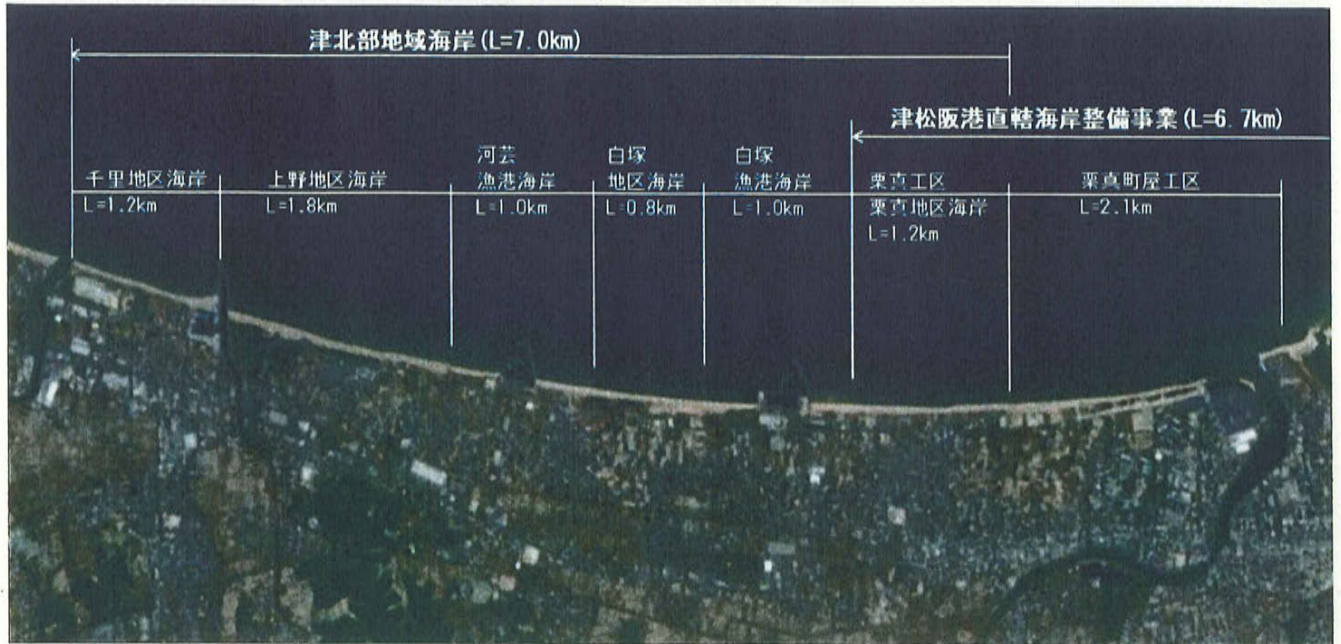
県中部(高潮・侵食対策)・・・千代崎港原永地区海岸 鈴鹿市南若松町



県南部(津波対策)・・・宇治山田港二見地区海岸 伊勢市二見町今一色



《津北部地域海岸》 津市河芸町東千里～津市栗真町屋町



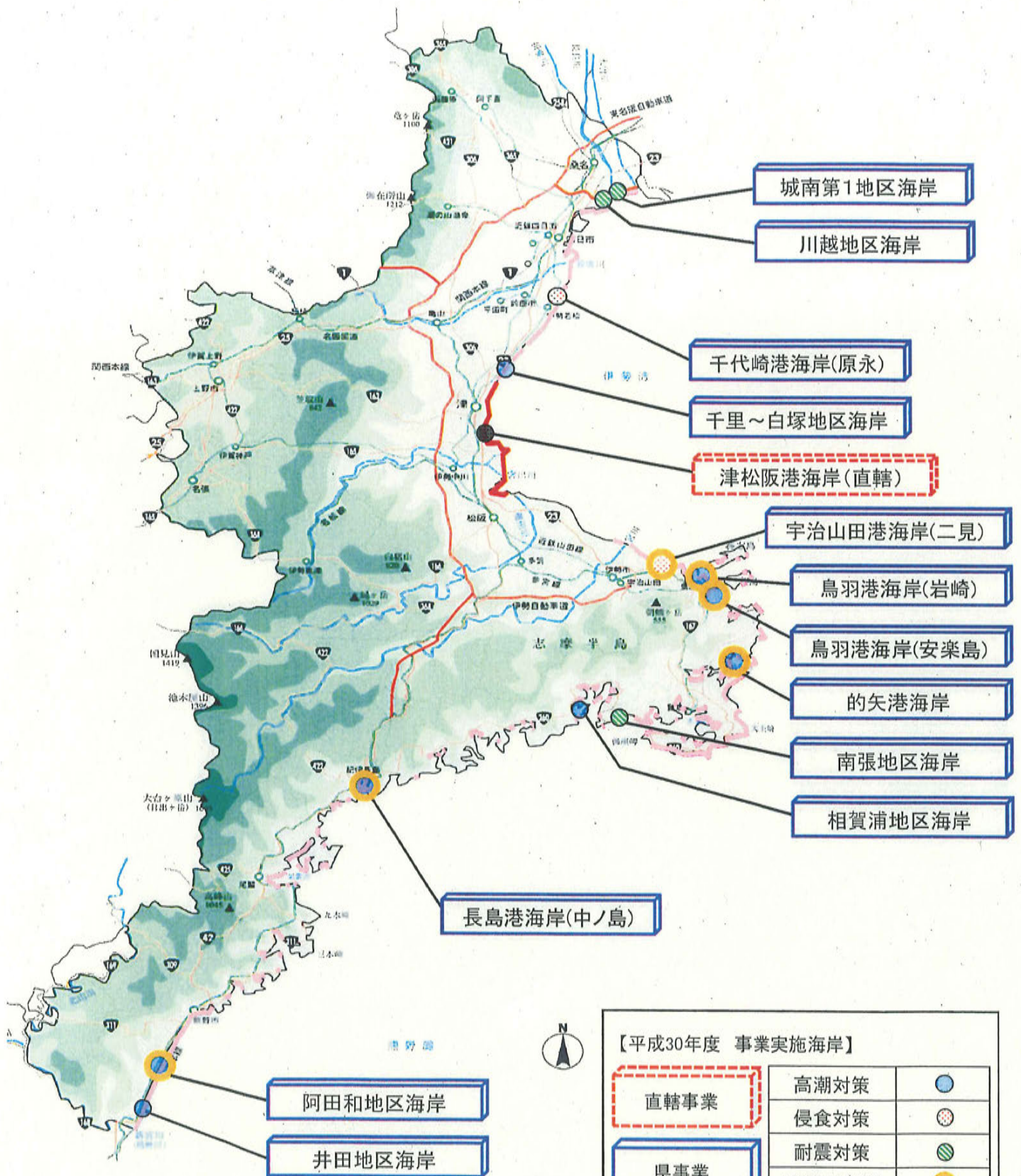
- 水管理・国土保全局所管事業 . . . 千里地区海岸、上野地区海岸、白塚地区海岸
- 港湾局所管事業 . . . 栗真工区（栗真地区海岸）
- 水産庁所管事業 . . . 河芸漁港海岸、白塚漁港海岸

【三重県の港湾】



- 国際拠点港湾 (1)
- ◐ 重要港湾 (2)
- ◑ 地方港湾 (17)
- ◎ H30事業箇所
- ◆ 耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】



【平成30年度 事業実施海岸】

直轄事業	高潮対策	●
	侵食対策	●
県事業	耐震対策	●
	強靱化対策	●

【管理区分】

県土整備部所管海岸

うち直轄事業区間

都市政策の推進

1 都市計画区域マスタープランについて

(1) 現状

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、県内21都市計画区域の都市計画の目標や方針を示す都市計画区域マスタープランの改定を進めています。

(2) 取組方針

2020年を目途に、以下の観点を重視し、市町とともに地域特性に応じた都市計画区域マスタープランを策定します。

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成
- ②大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
- ③地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

(3) 平成30年度の主な取組

「圏域マスタープラン」(平成29年度策定)により示した広域圏における都市計画の目標等をふまえ、各都市計画区域における土地利用や都市施設整備に係る都市計画の決定方針を検討します。

2 都市基盤の整備等について

(1) 現状

・街路について

安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。

・都市公園について

潤いある都市環境を形成するため、6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

(2) 取組方針

・街路について

鉄道との立体交差、緊急輸送道路の無電柱化、通学路の安全確保など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、利用促進を図ります。

(3) 平成30年度の主な取組

・街路について

(主な街路事業)

○鉄道との立体交差に係る事業

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業(四日市市)

松阪公園大口線街路事業(松阪市)

- 緊急輸送道路の無電柱化に係る事業
 - 松阪公園大口線街路事業（松阪市）（再掲）
 - 外宮度会橋線街路事業（伊勢市）
 - 尾鷲港新田線街路事業（尾鷲市）
- 通学路の安全確保に係る事業
 - 野町国府線街路事業（鈴鹿市）
 - 服部橋新都市線街路事業（伊賀市）

・都市公園について

公園施設については、安全管理を徹底するとともに、適宜、利用者ニーズの変化等に応じた見直しを行います。特に、熊野灘臨海公園の公園施設については、老朽化が進み、施設の利用状況にも変化がみられることから、利用者ニーズや周辺環境の変化なども勘案し、そのあり方を見直します。

3 景観づくりについて

(1) 現状

三重県景観計画に従い、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

(2) 取組方針

地域が主体となる景観づくりに向け、県民や市町への必要な情報提供等を行うとともに、景観法等に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・誘導を行います。

(3) 平成 30 年度の主な取組

- ・地域の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、市町の景観行政団体への移行に係る支援を継続します。
- ・景観法に基づく景観に影響を与える建築物に係る規制・誘導及び三重県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正・指導を継続します。
- ・三重県屋外広告物条例の改正（平成 30 年 3 月）に伴い、平成 30 年 10 月から屋外広告物の点検義務の対象が拡大されるため、その遵守に向けた啓発活動を行います。

街路事業等都市基盤の整備

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（四日市市）
L=680m（平成28年5月8日高架切替完了）



尾鷲港新田線街路事業（尾鷲市）
L=357m



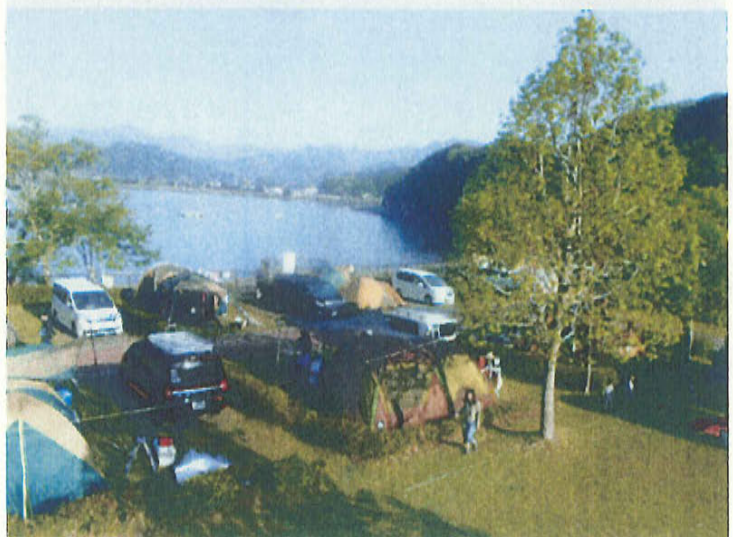
外宮度会橋線街路事業（伊勢市）
L=320m



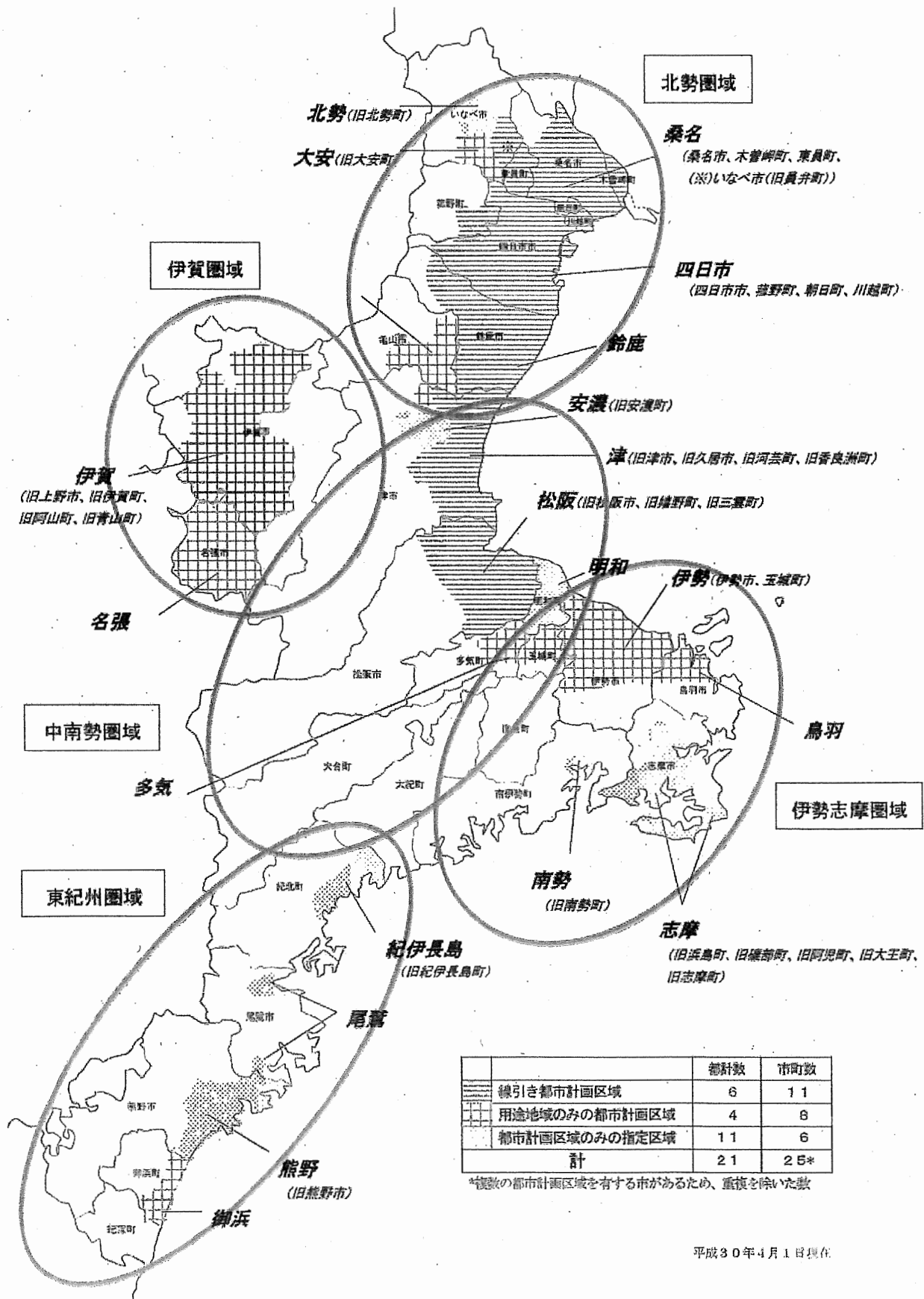
都市公園の整備・管理



熊野灘臨海公園（紀北町）



都市計画区域図



下水道の整備

1 現状

快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県および市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています（【表－1】）。

県は、3流域6処理区において「流域下水道」の整備を進めており（【表－2】）、市町は「公共下水道」として、流域下水道に接続する流域関連公共下水道（15市町）と、市町が独自で汚水を処理する単独公共下水道（11市町）の整備を進めています。

平成30年4月に志登茂川処理区の供用を開始し、一層の普及率向上が図られました。引き続き、市町と連携を図り、下水道の未普及地域の解消を進めています。

平成27年1月27日付け総務大臣通知を受け、流域下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組を行っています。

流域下水道の処理場、ポンプ場の維持管理は、県民サービスの向上とコスト縮減を図るため、平成18年4月から指定管理者制度により行っています。

【表－1】生活排水処理施設の種類の普及率

生活排水処理施設の種類の種類	普及率 H28末(%)	整備完了時(%)
下水道	52.5	81.6
農業集落排水施設	5.2	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽	24.3	10.2
合計	83.5	100.0

【表－2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

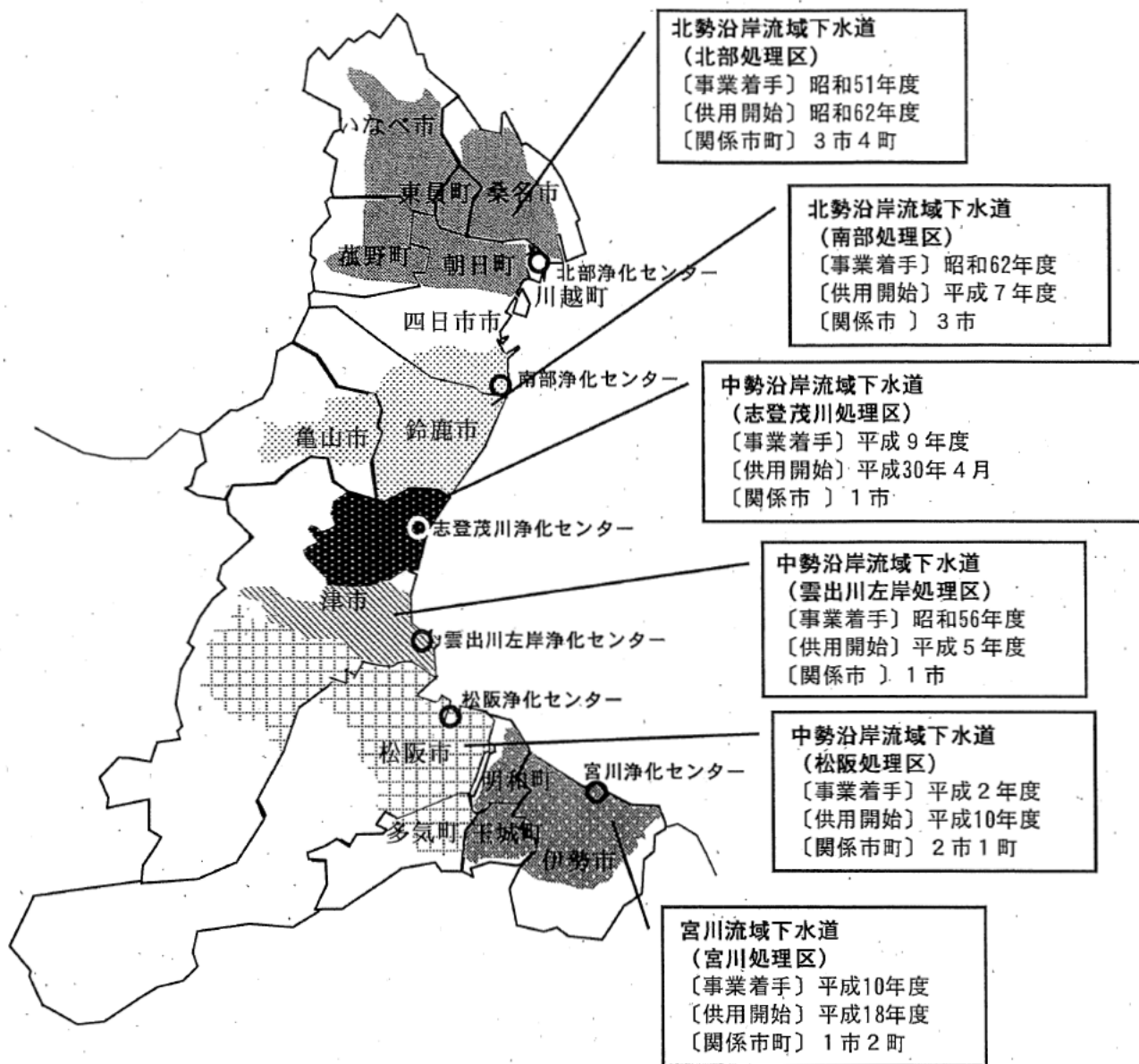
2 取組方針

- (1) 生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道の普及率向上のため、浄化センターの整備と幹線管渠の延伸を進めます。また、津波対策にも取り組みます。
- (2) 経営基盤強化を図るため、2020年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用するための事務を進めます。
- (3) 引き続き、指定管理者による維持管理を行います。

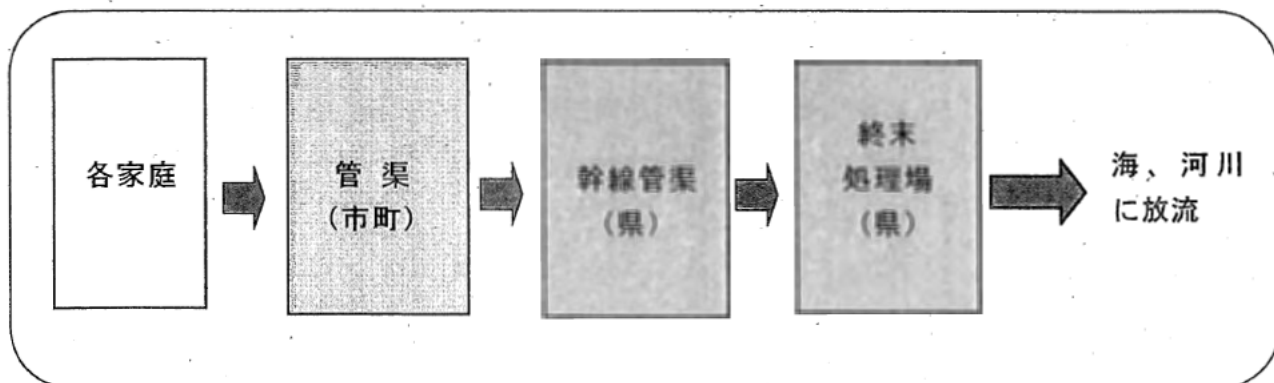
3 平成30年度の主な取組

- (1) 各処理区での主な取組
 - ・ 南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設に着手
 - ・ 宮川流域下水道（宮川処理区）の伊勢市、明和町地内で幹線管渠の延伸
 - ・ 宮川浄化センターの津波対策工の設計を実施
- (2) 地方公営企業法の財務規定等適用
 - ・ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に着手
 - ・ 公営企業の設置条例、会計規程等の制定、改定に着手
- (3) 流域下水道施設（処理場、ポンプ場）の維持管理
 - ・ 次期指定管理者（平成31年度～35年度）の選定

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



建築開発行政

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数が利用する既存の特殊建築物に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

県では、円滑な建築行政を推進するため、次の市に権限移譲を行っています。

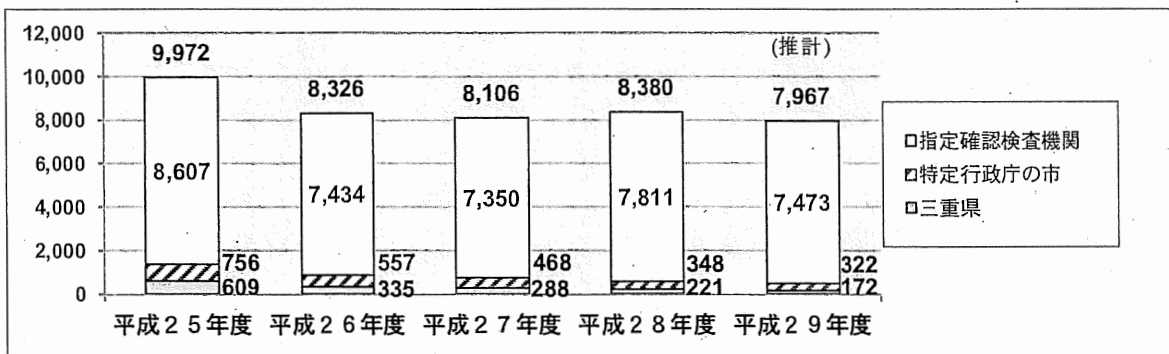
① 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

(※小規模な建築物に関する建築行政を行う)

② 建築確認件数（平成 25 年度から平成 29 年度まで）

近年は、民間の指定確認検査機関の占める割合が高いことから、民間機関との連携が重要となっています。



(2) 三重県の開発行政の概要

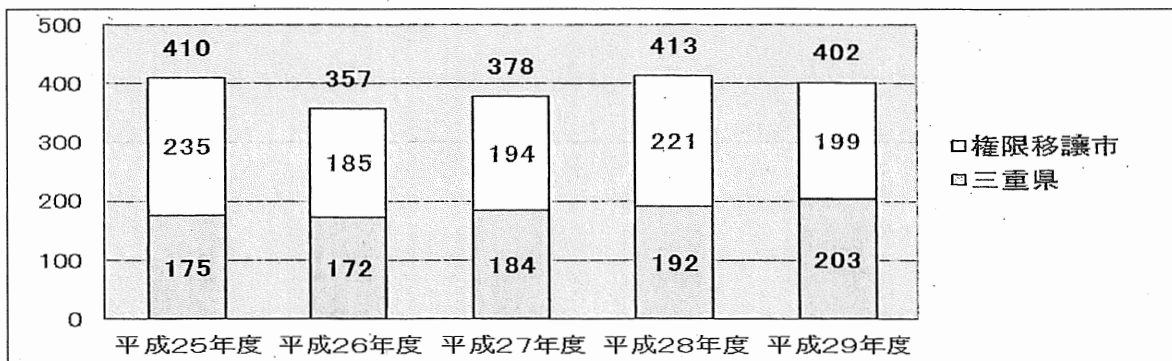
適正な土地利用および安全な宅地を確保するため、都市計画法および三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、次の市に権限移譲を行っています。

① 権限移譲の状況

権限移譲市	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市
-------	-----------------

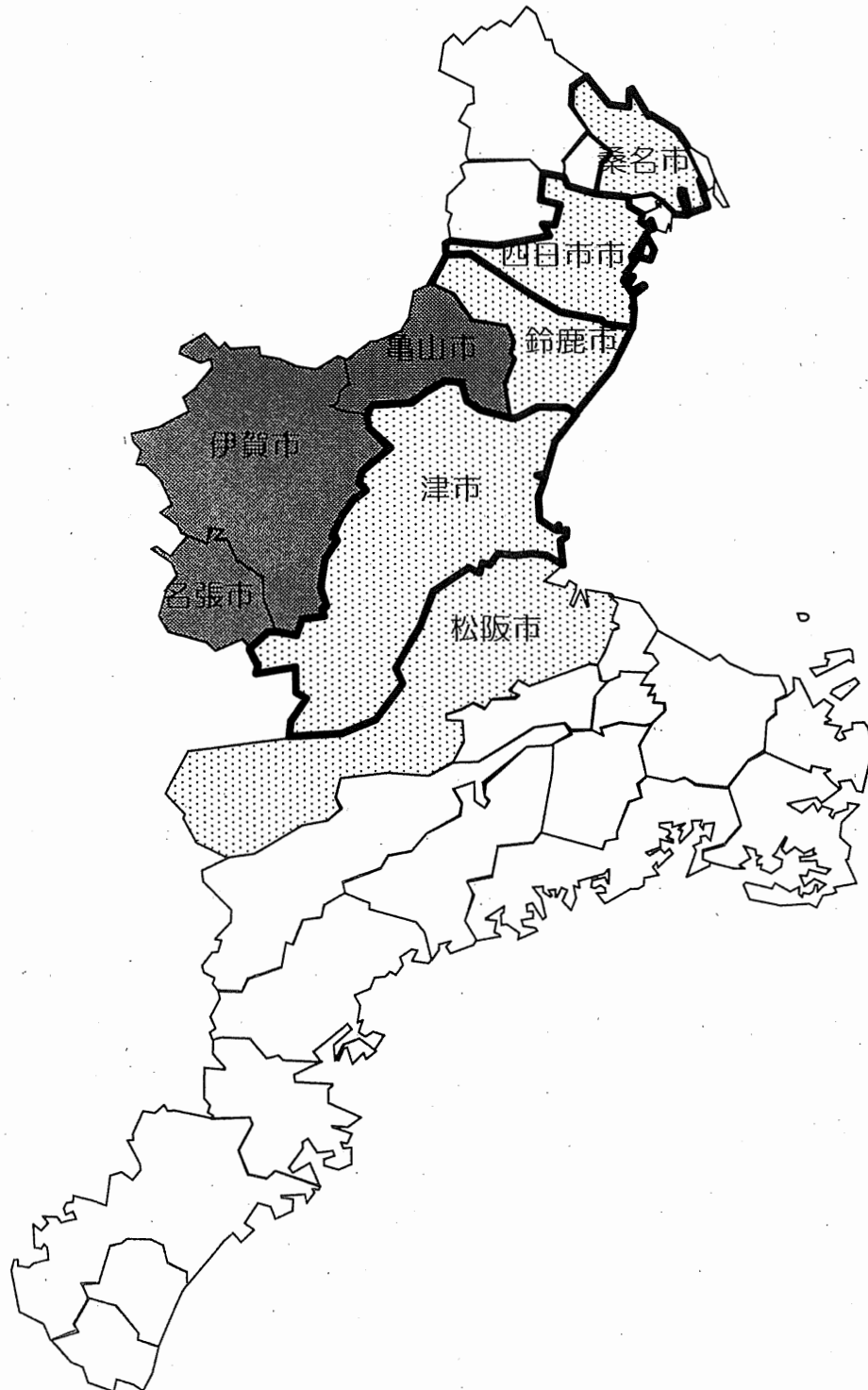
② 開発許可件数（平成 25 年度から平成 29 年度まで）

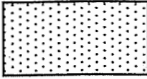
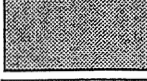



2 平成 30 年度の主な取組

建築物および宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組みます。

建築確認・開発許可を行っている市



-  建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）
-  建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市、亀山市）
-  開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅および建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を平成28年3月に改定し、平成32年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化

平成28年度末時点で約11.6万戸の住宅が耐震基準を満たしていないと推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」）や第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」）について、補助制度を創設するなど注力して取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、無料耐震診断や耐震改修等の補助事業を活用した支援を行います。

(2) 建築物の耐震化

大規模建築物は全てが耐震診断を終えています。耐震改修が完了していない災害時に避難所となる建築物について、耐震改修補助制度の活用による耐震化を図ります。また、それ以外の大規模建築物について、耐震設計や改修の進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。

避難路沿道建築物については、建物所有者等に耐震診断義務化等の周知を行うことで、さらに、耐震化に対する意識を高めます。

3 平成30年度の主な取組

(1) 住宅の耐震化

市町、建築関係団体と協力し、家主に面談できる可能性が高い休日や夜間に戸別訪問する等、これまで以上に効果的な普及啓発を行います。

国の新たな改修補助制度活用の要件である住宅耐震化緊急促進アクションプログラム策定のため、記載例を提供する等、必要な市町支援を行います。

(2) 建築物の耐震化

避難所として活用される大規模建築物については、全てが耐震改修設計まで終わっていることから早期の耐震化を働きかけます。それ以外の大規模建築物についても、引き続き市町と協力の上、文書通知や面談等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。

避難路沿道建築物については、所有者等へ市町と連携して訪問し、耐震診断義務化についての周知や状況把握、診断方法に関する情報提供を行い、早期の診断実施を働きかけます。

住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

①空き家対策

空き家等対策の推進に関する特別措置法により、市町には空き家等対策計画作成等が努力義務とされたため、県は市町に必要な支援を行っています。

②住宅セーフティネットへの取組

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が平成29年10月に一部改正施行されたことにより、住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の登録推進に取り組んでいます。

(2) 取組方針

①空き家対策

空き家に関する連絡会議の開催などによる情報共有のほか、耐震性のない空き家住宅の除却事業や移住促進のための空き家リノベーション事業の活用による市町の空き家対策の財政支援を行います。

②住宅セーフティネットへの取組

従来の三重県あんしん賃貸住宅登録制度に加え、新たな住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度の普及に取り組むとともに、市や社会福祉協議会、不動産関係団体等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

(3) 平成30年度の主な取組

①空き家対策

- ・空き家等対策計画策定予定の市町に対する必要な助言や支援を行うとともに、今後策定を予定する市町には早期策定を促します。
- ・空き家除却事業や空き家リノベーション事業を引き続き行います。

②住宅セーフティネットへの取組

- ・居住支援連絡会の事務局として、居住支援フォーラムや住宅相談会開催を支援します。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

①管理状況

60 団地（283 棟、管理戸数 4,045 戸）中、入居可能戸数は 3,424 戸、そのうち入居中の戸数は 2,542 戸（入居率 74.2%）となっています（平成 30 年 4 月 1 日現在）。

②維持管理

- ・平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。
 - 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
 - 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
 - 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
 - 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- ※いずれも指定期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間
- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。
- ・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅等については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。

(2) 取組方針

- ・入居者の増加に向けた取組を進めます。
- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（平成 23 年度～32 年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。

(3) 平成 30 年度の主な取組

①入居者の増加に向けた取組

連帯保証人の要件緩和、単身入居可能住戸の要件緩和、子育て世代向け住戸への改修を行うことによる入居者数の増加促進を図ります。

②維持管理

- ・引き続き指定管理者による維持管理を行うとともに、次期指定管理者の選定に向け、準備を進めます。
- ・長寿命化等の対策として 3 団地 4 棟（千里団地 2 棟、白塚団地 1 棟、粥田団地 1 棟）で外壁改修などの工事を行います。
- ・入居者が退去し空き住棟となった老朽化住宅の解体工事や次年度以降解体予定の設計を行います。

三重県 県営住宅位置図

(平成30年4月1日現在)

桑名市	団地名	所在地	管理戸数
	森忠	森忠	23
	川成	矢田	56
桑名建設事務所管内(2団地)			79

鈴鹿市	団地名	所在地	管理戸数
	高岡山杜の郷	高岡台4丁目	135
	十宮	十宮4丁目	25
	桜島	桜島5丁目	200
	亀山市 鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内(4団地)			376

菟野町	団地名	所在地	管理戸数
	大羽根	大羽根	10
	川越町	豊田一色	34
	四日市市	高見ヒルズ	60
		あこず	166
		河原田	72
		高花平	24
		笹川	366
		笹川第2	88
		泊山	6
四日市建設事務所管内(9団地)			826

伊賀市	団地名	所在地	管理戸数
	依那具	依那具	16
	カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
	荒木	荒木	113
	清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
	服部	服部町向上川原	56
	木根	長田字寺垣内	8
	名張市 蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内(7団地)			305

津市	団地名	所在地	管理戸数
	千里	千里ヶ丘	488
	サンシャイン千里	千里ヶ丘	97(3)
	白塚	白塚町白池	200
	一身田	一身田町	388
	江戸橋	江戸橋2丁目	108
	島崎	島崎町	24
	パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
	神戸	神戸	88
	船頭町	船頭町	60
	半田	半田高松	26
	結城	大字津興	120
	野村	久居野村町	10
	新町	久居新町	48
	ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外数)(14団地)			1715(3)

松阪市	団地名	所在地	管理戸数
	エスプラント末広	末広町2丁目	67(3)
	大黒田	五月町	48
	粥田	田村町ごそ	88
	五反田	五反田町2丁目	40
	宝塚	宝塚町	28
	上川	上川新田	44
	上川第2	上川登り立ち	88
	和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内(特公賃は外数)(8団地)			459(3)

尾鷲市	団地名	所在地	管理戸数
	泉	中井浦字泉	16
	垣ノ内	南浦小川西町	6
	古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内(3団地)			38

伊勢市	団地名	所在地	管理戸数
	城田	栗野町	31
	辻久留	辻久留3丁目	20
	清水谷	辻久留3丁目	16
	旭	旭町	20
	西豊浜	西豊浜町	24
	五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内(6団地)			135

鳥羽市	団地名	所在地	管理戸数
	安楽島	安楽島町	8
	堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内(2団地)			14

熊野市	団地名	所在地	管理戸数
	井戸	井戸町字乗須	16
	井土	井戸町字井之上	16
	有馬	有馬町	8
	久生屋	久生屋字姥前	16
	御浜町	オレンジハイツ御浜	36
		下市木	
熊野建設事務所管内(5団地)			92

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	3
エスプラント末広	松阪市末広町2丁目	3
特公賃計		6

	管理戸数合計	団地数合計
県営住宅	4039	60
特定公共賃貸住宅	6	
合計	4045	60

工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります(地方自治法第234条の2)。そのため、工事完成後、又は必要に応じて施工途中に工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管する全ての建設工事および測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、この実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5 検査実績

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合計
平成 27 年度	2,759	409	400	3,568
平成 28 年度	2,530	292	369	3,191
平成 29 年度	2,291	290	385	2,966